

平成 14 年 8 月
警 察 庁

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対するパブリックコメント
募集結果について

警察庁は、平成 14 年 7 月 19 日から平成 14 年 8 月 15 日までの期間、「銃砲刀剣類
所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行いました。頂いた
御意見の要旨及びそれに対する警察庁の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表い
たします。

なお、1 件の意見の中に複数の意見が含まれている場合、それぞれの意見において件数
を計上いたしました。

1 意見総数：8 件

2 頂いた御意見の要旨とそれに対する警察庁の考え方

(1) 銃砲又は刀剣類の所持許可の基準関係

(頂いた御意見)

一定期間後見直す旨の規定を盛り込むべきである。(1 件)

(御意見に対する考え方)

政令施行後も適宜必要な見直しを行っていくべきであると考えております。

(頂いた御意見)

「てんかん」を「意識障害を伴う発作性疾患」とすべきである。(1 件)

(御意見に対する考え方)

銃砲刀剣類の適正な取扱いに支障を生じるおそれがない病気を含むこととなり、
適当ではないと考えております。

(頂いた御意見)

所持しようとする者の能力や適性から所持許可の可否を判断することとすべきで
ある。(3 件)

病気にかかっているかどうかを所持許可の基準とすべきではない。(4 件)

(御意見に対する考え方)

銃砲刀剣類の所持が行われる期間を通じてその適正な取扱いを行う能力を常に具
備しているかどうかについては、病気にかかっているか否かにより判断することが
最も合理的であることから、銃砲刀剣類所持等取締法において「精神障害又は発作
による意識障害をもたらす、その他銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼす
おそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者」と定められておりま
す。

(頂いた御意見)

銃砲刀剣類の不適正な取扱いをした場合に所持許可を取り消すことで足りる。(1件)

(御意見に対する考え方)

銃砲刀剣類に関する危害が発生してから事後的に所持許可を取り消すだけでなく、銃砲刀剣類に関する危害を予防するため、所持許可の基準を定めて基準に合致しない場合には所持許可をしないこととする必要があると考えております。

(2) 猟銃の所持許可の基準関係

(特に御意見はありませんでした。)